

院内感染防止対策部門の指針

1、院内感染対策部門設置の目的

感染対策を円滑に運営するために、感染対策部門を設置する。院内の感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど、院内の感染対策活動の中核的な役割を担う。

2、院内感染管理者の配置

感染対策推進のため、院内感染管理者を配置し、以下の業務について中心的な役割を担う。

- ・ 耐性菌（MRSA・ESBL・MDRP・CRE・VRE 等）の他、院内緊急報告対象の感染症発症時の報告 また週報にて全部署へ報告を行う。
- ・ アウトブレイクあるいは異常発生時には緊急ミーティングを設定し、原因究明と対応策を検討する。ミーティングで決定したことは、院長・事務長へ報告する。また全職員へ周知徹底を図るために、ICT ニュースを発行し各部署へ配布する。
- ・ 定期的に院内ラウンドを実施し、改善が必要場合は適切に指導を行ない、効果の確認を行う。
- ・ 院内感染に関する連携病院への相談等の対応
- ・

3、感染対策チーム（ICT）の設置

- ・ 院内感染等の発生または防止対策に関して、迅速に活動することを目的として、感染対策部門に感染対策チームを設置する。
 - ・ 感染対策チームは主に以下の業務を担う。
 - ①院内感染発生状況の把握と感染症情報の共有
 - ②細菌検査検出状況の把握
 - ③抗菌薬適正使用調査（届出制）
 - ④院内ラウンド
 - ⑤ニュース発行
 - ⑥アウトブレイクあるいは異常発生時の緊急対応
 - ⑥連携病院との合同カンファレンス参加
 - ⑦職員の感染症管理
 - ⑧感染対策マニュアルの作成及び定期的な改訂
 - ⑨職員を対象とした年 2 回以上の院内感染対策に対する研修開催
 - ・ 感染対策チームは定期的に（週 1 回程度）、感染症に関する週報を基にミーティングを行なう。ミーティング内容を載せて ICT 週報を発行し、各部署に配布する。
 - ・ 感染対策チームは定期的に（週 1 回程度）院内ラウンドを実施し感染対策の実施状況の把握・指導を行う。
 - ・ 感染対策チームは医師（ICD）、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務、セラピスト等で構成される
- ### 4、地域との連携
- ・ 感染対策に関する地域連携の取り組みとして以下の通り行なう。
 - ① 中河内地域感染防止対策協議会への参加（医師、看護師）
 - ② 中河内感染管理ネットワークへの参加

5、法人の感染対策の推進

- ・ **医療福祉生活協同組合おおさか 東エリア** 全体の感染対策として **東エリア** 感染対策会議を開催する（月 1 回）
- ・ 構成メンバーは、感染管理部門事務局、病院 ICT、各診療所**感染対策委員**、**訪問看護部門代表者**、介護部門代表者とする。
- ・ 感染対策に関しての手順を統一し感染対策を進める。
- ・ 各診療圏の環境ラウンドを実施する。
- ・ 職業感染が発生した場合は感染情報の収集を行い、未検査の場合は採血を実施し本院で感染症検査を行う事とする。

2018.09.06 制定

2023.4.15 改定（かわち野感染対策会議→東エリア感染対策会議に変更、構成メンバー追加）